

## 1 消費者の安全の確保

### (1) 事故の未然防止のための取組

#### ① 身近な化学製品等に関する理解促進

身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。【環境省、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度は、2013年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（2015年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、2015年度に24回派遣した。

2016年度は、2014年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（2016年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、2016年度に23回派遣した。

2017年度は、2015年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（2017年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、2017年度に1723回派遣した（平成27年度：24回）。

2018年度は、2016年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（2018年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、2018年度に82017回派遣した。【環境省】

#### ② 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成

家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講ずるために利用するしやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を行い、その結果について周知を行う。【厚生労働省】

<2015年度～2018年度の実績>

芳香消臭脱臭剤協議会により作成された「家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き（新版）」（2019年2月公表）について、家庭用品の安全対策に係るウェブサイト等において周知を行った。~~（P）毎年度のモニター病院等からの健康被害情報を公表しており、今後、その結果を踏まえて、必要に応じて手引きの新たな作成及び改訂を行うこととしている。~~【厚生労働省】

#### ③ 軽井沢スキーバス事故を受けた対応

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者、

運行管理者等の遵守事項の強化、旅行業者、利用者等との関係強化等を実施する。

【国土交通省】

特に、貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進する。【国土交通省、消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

貸切バス事業者等の情報を迅速に提供するため、ウェブサイトの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設した。

また、乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を全ての貸切バス事業者に要請した（警察庁と連名の通知を発出。）。

さらに、警察庁と連名のシートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向け用の外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知した。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において2016年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめた。「総合的な対策」に基づき、同年8月、貸切バス運賃・料金における下限割れ等についての通報窓口が設置され、同年10月、旅行業者の企画募集のパンフレット等に貸切バスの事業者名の掲載を義務付けるよう通達改正を行った。また、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」（平成28年法律第100号）は、第192回国会で成立し、同年12月に公布された。さらに、同年12月には、貸切バス事業者の安全情報を国土交通省のウェブサイト公表し、2017年12月に貸切バス事業者の安全情報の更新及び項目等の充実を図った。2019年13月に最新の情報への更新を行った上で、検索機能を向上させた新しいウェブサイトを設置した。民間指定機関は、2017年5月、6月に10機関が指定され、同年8月から巡回指導を順次開始した。~~【国土交通省】~~

また、旅行に関する企画・手配を行ういわゆるランドオペレーターの不健全な業務実態に起因して旅行の安全や取引の公正が脅かされる事案も発生しており、貸切バス事業の安全確保を実効性あるものにする等、旅行者（消費者）の一層の保護を図るため、これまで規制の対象外であったランドオペレーターに係る制度を創設することとした。2016年10月、学識経験者等からなる「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」を立ち上げ、ランドオペレーターに対する規制の在り方について検討を行い、同年12月に中間取りまとめを行った。同検討会の中間取りまとめも踏まえ、ランドオペレーターの業務の適正化を図ること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）は、第193回国会で成立し、2018平成29年16月に施行公布された。~~【国土交通省】~~

さらに、2019年3月に、旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等による実質的な下限割れ運賃の防止に向け、国土交通省における調査体制の強化を図るなど、手数料等に係る取引環境の適正化に向けた対策の強化を図った。【国土交通省】

2016年3月に貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を実施し、その結果について2016年4月に情報発信を行った（その結果とその後の状況等を踏まえ、今後必要に応じ、消費者向けの啓発を行うこととしている。）。【消費者庁】

#### ④ 住宅・宅地における事故の防止

宅地造成に伴う災害を防止するため、最新の知見等を踏まえてマニュアル等の改訂を行う。

住宅における不慮の事故を防ぐため、違反对策など建築基準法の適切な運用を行う特定行政庁に対して助言等の支援を行う。【国土交通省】

＜2015年度～2018年度の実績＞

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災実態を分析して得られた知見や復旧事例を踏まえ、宅地耐震化の更なる推進を図るため「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」、「宅地耐震工法選定ガイドライン」を見直し、これらを合わせて2015年5月に「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」として取りまとめるとともに、2016年2月に「市街地液状化対策推進ガイドライン」の改定を行った。

また、2015年6月には、各特定行政庁に対して、改訂した「建築行政マネジメント計画策定指針」に係る通知を発出し、建築物の違反对策などに資する「建築行政マネジメント計画」の見直しの積極的取組と適切な業務の推進のための支援を行った。【国土交通省】

〔参考〕2020年度～2022年度の取組

引き続き、最新の知見等を踏まえ宅地造成に伴う災害防止のためのマニュアル等の改訂や、住宅における事故の防止のための助言等の支援を適宜行う。【国土交通省】

#### ⑤ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（国土交通省告示）の対象となる工事について、関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップを行う。

また、基礎ぐい工事について、工事監理者が工事監理を行うに当たっての留意点や、建築基準法に基づく中間検査における留意点をまとめ、建築士の定期講習等を通じて建築士や特定行政庁へ周知を行う。【国土交通省】

＜2015年度～2018年度の実績＞

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールである「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を2016年3月4日に告示するとともに、その制定について関係建設業団体に周知した（一般的施工ルールやこれを受けて策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社（2016年7月末））。

また、あわせて工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点を示した「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を策定するとともに、建築基準法上の中間検査等における留意点を取りまとめ、建築設計関係団体や特定行政庁等へ周知した。さらに、一級建築士定期講習等実施機関に対して、地盤・基礎に関する講習内容の追加・充実を依頼した（地盤・基礎に関する講習内容に、上記依頼が反映された一級建築士定期講習の実施状況としては、~~（2018平成29年度に~~

おける受講者数は~~10月1日時点で、18,69738,549~~64,520名（2016年度：42,696名、2017年度：64,520名）であった。）。（【国土交通省】）

※工事監理ガイドラインを踏まえた工事監理が行われているかどうかの確認は、中間検査において制度としてフォローアップする仕組みとなっている。

## ⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止

まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

＜2015年度～2018年度の実績＞

国民生活センターがP I O ~~＝~~ N E T情報の分析やアンケート調査等によって危害の実態を把握するとともに、消費者庁及び厚生労働省は2015年6月、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【消費者庁、厚生労働省】

厚生労働省は2015年12月、2016年12月、及び2017年12月 及び2019年1月に、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や、それぞれの2015年度、2016年度及び2017年度における健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【厚生労働省】

## ⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組

（※SDGs関連：関連目標3）

子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】

また、子どもの事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（2018年度、10-9府省庁が参加）において、子どもの事故防止策を検討・推進する。【消費者庁、関係府省庁】

＜2015年度～2018年度の実績＞

2015年度は、引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（子ども安全メール登録件数（2016年3月31日配信分）：28,058件）するとともに、プロジェクトのイメージキャラクターが子ども向け教育イベント等（東京、群馬、埼玉にて開催）に参加し、子どもの事故~~防止~~予防を呼び掛けた。

2016年度は、6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」~~（9府省庁が参加）~~を設置し、消費者庁が事務局となって3回開催した（2016年6月及び11月、2017年3月）。

第3回会議において、関係府省庁による2017年度の取組を取りまとめた。

また、平成27年度に引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（登録件数（2017年3月30日配信分）：31,497件）するとともに、2016年7月から8月までにかけて、プロジェクトのイメージキャラクターが子ども向け教育イベント等（東京、大阪、仙台にて開催）に参加し、子どもの事故~~予防~~防止を呼び掛けた。さらに、厚生労働省から人口動態調査の調査票（2010年から2014年までの5年

分。非公表の死亡票を含む詳細データ）を入手・分析し、同データを基に子どもの事故防止に関する注意喚起公表を2回（2017年3月末時点）行ったほか、分析内容を取りまとめて公表した。

2017年度は、子どもの事故に関する注意喚起のほか、子どもの事故防止週間（実施主体：~~「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」~~）を実施し、関係府省庁が連携し事故防止の集中的な広報活動を行った。また、「子ども安全メールfrom消費者庁」に加えて、「子どもを事故から守る！~~Twitter公式ツイッター~~」を開設し、関係府省庁を含めた事故防止のための情報発信を行った。その他、事故情報の分析及び保護者等への意識・行動調査を実施した。

2018年度は、引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」、子どもの事故に関するプレスリリースによる注意喚起を行うとともに、事故防止に関連した保護者等への意識・行動調査の結果を取りまとめ、公表した。また、子どもの事故防止週間（実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議）を実施し、関係府省庁が連携し、事故防止の集中的な広報活動を行った。子ども向け教育イベント、親子イベント等（東京、大阪、仙台、徳島等にて開催）においても、事故防止を呼び掛けた。

【消費者庁】

2015年度から2018年度までにおいては、子ども霞が関見学デーの中で、製品安全について親子で考える機会を設けた。また、2015年度及び2016年度においては、小学校高学年を対象とした製品安全教育を試験的に実施した。【経済産業省】

## ⑧ 危険ドラッグ対策の推進

薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第~~五~~四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 30~~25~~年8月 3日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月決定）に基づき、関係省庁で連携した総合的な取組を推進する。また、青少年に対する危険ドラッグの危険性についての正しい知識の周知徹底や乱用薬物に手を出させないための規範意識醸成のため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法の活用に配意した広報啓発活動を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、関係省庁等】

厚生労働省では、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

【厚生労働省】

警察においては、危険ドラッグの取締りに当たり、特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する取締りに資する関連情報等を積極的に提供するなど、関係機関との連携を強化して的確に対応する。【警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】

消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。【消費者庁、警察庁、厚生労働省】

ウェブサイトでの情報提供、消費生活センター等の協力を得た啓発チラシの配布、薬物乱用防止教室の開催、「薬物乱用防止広報強化期間」の設定等、関係部門、機関・団体との連携を強化し、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発に取り組む。【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、学校警察連絡協議会を通じた連携を図りつつ、効果的な指導方法や内容の検討・実施に対する支援、大学生等向け啓発用リーフレットの作成を実施する。【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】

~~国連薬物犯罪事務所（UNODC）が実施する~~危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を内容とする国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の行う「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。【外務省】

#### <2015年度～2018年度の実績>

青少年に訴求力の高い啓発活動を実施するため、漫画を用いた啓発資料を作成し、~~春の卒業・進学・進級時期に合わせて~~ウェブサイトにおいて公開した。【内閣府】

警察幹部の全国会議において、関係機関と連携した危険ドラッグ対策の推進を指示した。

インターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者等からの通報によって把握した危険ドラッグに係る情報について、関係機関に対し情報提供を行った。

警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（2015年以降毎年6月から7月まで）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、危険ドラッグを含めた薬物の乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

また、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態のほか、規制薬物、危険ドラッグ等多様化する乱用薬物の有害性・危険性等について積極的に情報提供を行った。

#### 【警察庁】

消費者庁ウェブサイトの特設ページにおいて、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。また、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行い、消費者保護の十分な確保を図った。【消費者庁】

~~「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、刑事施設においては薬物依存離脱指導を計画的に実施するとともにしているが、同指導内容についての検討会を行い、2016年6月に施行された刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実、更生保護官署との連携強化を図った。~~また、少年院においても、必要な対象者に薬物非行防止指導を実施しており、同指導の担当職員を対象にした研修を実施するなど、指導の充実を図った。

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、年間を通じて、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題等をテーマとした非行防止教室等を開催した。【法務省】

財務省（税関）における危険ドラッグ対策としては、2015年4月、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施した。その結果、税関における指定薬物の摘発件数は、2015年は1,462件、2016年は477件、2017年は274件、2018年は218件となっており、年々減少している。また、税関ウェブサイトや税関~~Twitter~~ツイッター等を活用し、危険ドラッグについて注意喚起を行うとともに、学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。

#### 【財務省】

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定した。

危険ドラッグ販売店への継続的な立入検査を行うとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な検挙を行ったことにより、2015年7月に危険ドラッグの販売店舗が0となった。

財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施した。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。また、警察庁等関係機関と連携し、違法・有害サイトの情報共有を行った。

「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。【厚生労働省】

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質等について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報や関係国の規制等も踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。【経済産業省】

自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

#### 【国土交通省】

薬物乱用防止教室について、都道府県教育委員会等に対し、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう周知を行った。

薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官であった者、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施した。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止のための啓発資材を作成し、文部科学省ウェブサイト（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)）に公開するとともに、全ての大学、短期大学、専門学校に配布した。【文部科学省】

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施するグローバルSMARTプログラムに拠出し、国際的な危険ドラッグ対策の推進に貢献した。【外務省】

新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。また、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛けたほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。【海上保安庁】

〔参考〕2020年度～2022年度の取組

国際社会における危険ドラッグドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき連携を追求する。【外務省】

## ⑨ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討

経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、新たに、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じた。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。【厚生労働省】

＜2017年度～2018年度の実績＞

2017年6月～8月に、臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査を実施し、同年9月に調査結果を取りまとめ、公表した。

上記調査結果を踏まえ、同年9月に、判明した臍帯血プライベートバンク7社に対して、業務内容等に関する国への届出や、望ましい契約書を提示し契約書の見直しを求めるとともに、契約者への適切な情報提供を依頼するため、関係通知を発出した。

同年9月に、地方公共団体及び関係団体に対して、産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行うよう、関係通知を発出した。

同年9月に、厚生労働省ウェブサイトにおいて、出産予定のお母さん向けのサイトを開設し、公的さい帯血バンクの役割や臍帯血プライベートバンクとの違い等を掲載するとともに、臍帯血プライベートバンクからの事業の届出の状況や内容等を公開した。

同年11月に、認定再生医療等委員会の設置者に対して、臍帯血プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の審査を行う際届出がなされた場合には、臍帯血プライベートバンクの利用の有無を確認し、該当がある場合には、引き続き、再生医療法に基づき臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認について、臍帯血プライベートバンクが厚生労働省に届出を行った書類をからの届出内容や契約書も活用しながら、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）の規定に基づき、厳正に審査するよう事務連絡を発出した。

同年11月に、第1回「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、臍帯血プライベートバンクの実態調査を踏まえた厚生労働省の対応とその進捗を報告し、今後の検証・検討の進め方について議論した。

2018年2月～3月に、業務内容等に関する届出のあった臍帯血プライベートバンク2社に対して、  
実地調査を実施し、届出内容等について確認を行った。

同年4月に、第2回「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、臍帯血プライベートバンクの実地調査の結果と各措置の進捗状況を報告し、今後の行政の対応について提言を受けた。

第2回「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」においてなされた提言の内容を踏まえ、同年4月に、関連学会等に対して、臍帯血の採取を依頼された場合には依頼者に対し臍帯血プライベートバンクに関する適切な情報提供を行うよう、通知を発出した。

同年8月に、業務内容等について届出のあった臍帯血プライベートバンク2社について、事業実績等（2018年3月31日時点）を厚生労働省ウェブサイトで公開した。

第197回国会において、公的臍帯血バンク（臍帯血供給事業者）以外の事業者による第三者間の造血幹細胞移植に用いる臍帯血の提供を禁止することを内容とする改正造血幹細胞移植法（議員立法）が可決・成立し、2018年12月14日に公布された。これにより、移植に用いる臍帯血の安全性がより一層担保されるようになったところであり、当該改正内容について、地方公共団体等に周知した。【厚生労働省】

〔参考〕2020年度～2022年度の取組

~~臍帯血を用いた医療の提供状況等を勘案し、必要に応じて「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催しにおいて、臍帯血プライベートバンクからの届出の状況等を報告し、これらの仕組み各取組の実効性等についてが担保されているかについて、継続的に検証し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる対策を検証・検討を行う。~~

臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省ウェブサイトに公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。

産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。

【厚生労働省】

~~臍帯血プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、再生医療法に基づき臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認について、臍帯血プライベートバンクからの届出内容や契約書も活用しながら厳正に審査する。~~

## 1 消費者の安全の確保

### (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

#### ① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等

消費者安全法等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。事故情報データベースの質の向上に関して、関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働き掛けるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実に努めていく。

毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。【消費者庁、関係省庁等】

SNSデータを活用してトラブル情報を収集し、関係機関へ提供する取組について、継続的に実施し、得られた情報の提供範囲拡大について検討する。【消費者庁】

法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講ずる。【消費者庁】

教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

商業施設内の遊戯施設について、事故防止に関するガイドラインを策定し、継続的に事故防止策の検討を行う。【消費者庁、経済産業省】

商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起する。【消費者庁、関係省庁】

また、関係府省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進する。【消費者庁、関係省庁】

#### <2015年度～2018年度の実績>

2015年3月27日に改訂した消費者事故等の通知の運用マニュアルについて、通知の徹底を図るべく消費者政策担当課長会議や関係府省庁連絡会議、消費者安全情報総括官会議幹事会等の場を通じた周知に取り組んだ。

2015年10月以降、医療機関ネットワーク参画機関(平成292018年度末11月1日度末現在24病院)から医療機関特有の情報を幅広く収集し、注意喚起等に活用した。

情報提供の媒体について、消費者庁Twitterツイッターや消費者庁フェイスブックのほか、2017年度からは「子どもを事故から守る！」Twitterツイッターや首相官邸LINEを利用するなど、拡大した。消費者庁Twitterツイッターによる情報提供では、一部、事故防止の注意点等を説明する動画も提供した。

2016年度以降、インターネット上の文字列を分析し、消費者被害・トラブル情報の把握ができないか、検討を行ってきているところであり、2017年度においては、2016年度に構築したテキストマイニ

ング等の手法を活用し、10回にわたってデータの抽出作業を試行的に実施した。2018年度においても、おおむね同様の作業を継続するとともに、当該抽出結果の関係機関への情報共有などの取組を実施した。【消費者庁】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（2014年9月から2015年12月までに8回開催）の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成し、公表した。2016年4月からは「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、事故の再発防止策について検討を行って（2016年4月から2018~~平成29~~年11+2月までに8-4回開催）、2018年7月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」を公表した。

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生 の要因分析等を公表した（2015年6月から2018~~平成29~~年11+2月までに14+0回公表）。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

2015年2月に、事故発生防止（予防）ガイドライン等の作成を行い、地方公共団体に通知を発出した。

遊具の事故に関する注意喚起を行い、関係省庁に対し、事故情報の収集・活用の推進及び関係団体に対する周知を要請した。【消費者庁】

2015年8月の消費者委員会建議に基づき、ガイドライン策定に向けた検討会を開催し（2016年4月（第1回）、2016年5月（第2回））、2016年6月、ガイドラインを取りまとめの上、公表した。

2016年7月、流通業界に対し、商業施設内の遊戯施設における事故情報の収集、情報提供に関する周知文を発出した。【経済産業省】

## ② 緊急時における消費者の安全確保

緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

<2015年度～2018年度の実績>

関係府省庁連携による緊急時対応訓練を実施した（2015年12月、2017年1月、2017年12月、2018年12月）。また、関係府省庁の相互の十分な連絡及び連携を目的に、消費者安全情報総括官会議幹事会を開催した（2018年12月）。【消費者庁、関係省庁等】

## ③ リコール情報の周知強化

リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。【消費者庁、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

消費者庁リコール情報サイトやメールマガジンを通じてリコール情報をより分かりやすく消費者へ発信した（リチウム電池充電器、長期利用家電製品、乳幼児用用品、高齢者向け用品等の様々な製品別テーマによる情報発信等）。

2019年3月にリコール情報サイトのリニューアルを行い、レイアウトの改善やリコール商品の絞り込み検索機能の充実化を図った。

2015年度に、リコール情報の高齢者等への周知について、消費者行政ブロック会議等を通じて地方公共団体等へ依頼した。【消費者庁】

#### ④ 製品安全に関する情報の周知

リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等とも連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させるとともにアクションを促す。【経済産業省】

<2015年度～2018年度の実績>

消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表しを行い、消費者等への注意喚起を行った。さらに、2018年度からはTwitterを新たに開設し、事故情報やリコール情報の発信を開始した。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリースを通じ、事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故についての注意喚起を行った。

長期使用製品安全点検制度の所有者情報の登録率向上のため、取引事業者、関連事業者等との連携を進めるとともに、政府広報等各種媒体を通じたユーザーへの働き掛けを行っているところ、加えて2018年から地方に所在する水道工事事業者等で構成される管工事組合の会合に直接訪問し、制度の解説及び登録の補助の依頼等販売事業者やガス事業者、ハウスメーカー、家屋賃貸事業者等の団体に対する協力要請の実施（平成27年度）を始めとして、取引事業者、関連事業者等との連携を進めるとともに、政府広報等各種媒体を通じたユーザーへの働き掛けを行った。【経済産業省】

#### ⑤ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。【国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年6月の道路運送車両法の改正を受け、自動車メーカーによる、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加した。

なお、2017年度及び2018年度においては、複数の自動車メーカーによる、型式指定車の完成検査における不適切な取扱いが判明したことを受け、市場措置を速やかに行うことを促したほか、完成検査における不適切な取扱いを行っている自動車メーカーに対する是正措置命令の創設等を行うための「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を2019年3月に国会に提出した。【国土交通省】

## ⑥ 高齢者向け住まいにおける安全の確保

事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底するなどの対応を行う。【厚生労働省、国土交通省】

＜2015年度～2018年度の実績＞

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（2015年6月18日開催）。

平成30年4月2日に有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を改正し、都道府県等の指導指針に反映するよう周知・徹底を図った。

平成30年3月には、有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果を踏まえた通知や全国会議を通じて、都道府県等において指導指針を的確に運用し、行政指導を徹底するように要請した。

全国介護保険担当課長会議において、有料老人ホーム等高齢者向け住まいにおける事故予防に資する調査研究の結果について情報提供した（2017年7月3日）。

2018年4月2日に有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を改正し、都道府県等の指導指針に反映するよう周知・徹底を図った。

2018年3月6日及び2019年3月19日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることを徹底するよう要請した。

2018年3月及び2019年3月には、有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果を踏まえた通知や全国会議を通じて、都道府県等において都道府県等が自ら定めている指導指針を的確に運用し、行政指導を徹底するように要請した。

2018年4月2日に有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を改正し、都道府県等の指導指針に反映するよう周知・徹底を図った。【厚生労働省、国土交通省】

## 1 消費者の安全の確保

### (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

#### ① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施

消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施する。その際また、2012年に公布された消費者安全法の改正法附則に基づきを踏まえ、同法の施行状況について検討した結果も踏まえ、引き続き事故調査室員の資質の向上及び公表した調査案件に関する様々な方法を用いた情報発信に努めることなどによる、原因調査等の充実により事故等の再発防止のための取組を進める。必要に応じて措置を実施する。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度は、消費者安全法に基づき報告書3件（エスカレーター事故、毛染めによる皮膚障害、子供による医薬品誤飲事故）を公表（6月26日、10月23日、12月18日）するとともに、関係省庁に対し意見を述べた。また、経過報告1件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故）を公表（10月23日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は29件あった（2016年3月末時点）。

2016年度は、消費者安全法に基づき報告書2件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故、エレベーターの戸開走行事故）を公表（7月22日、8月30日）するとともに、関係省庁に対し意見を述べた。また、経過報告2件（体育館の床から剥離した床板による負傷事故、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとされる事案）を公表（9月23日、11月18日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は50件あった（2017年3月末時点）。

2017年度は、消費者安全法に基づき報告書3件（体育館の床板の剥離による負傷事故、玩具による乳幼児の気道閉塞事故、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案）を公表（5月29日、11月20日、12月21日）するとともに、関係府省に対し意見を述べた。また、経過報告1件（住宅用太陽光発電システムから発火した火災等事故）を公表（9月22日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は45件あった（2018年3月末時点）。

2018年度は、消費者安全法に基づき報告書24件（電動シャッター動作時の事故、住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等）を公表（9月28日、1月28日）するとともに、関係省庁に対し意見を述べた。また、幼稚園で発生したプール事故について、関係府省に対し再度意見を述べた（4月24日）。消費者安全調査委員会への申出受付は5332件あった（20192018年11月3月末1日時点）。

【消費者庁】

#### ② 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止

昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。また、建築基準法改正法（2014年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等を図る。【国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

昇降機（2016年11月）・遊戯施設（2017年2月）の点検項目、遊戯施設の客席部分の身体保持装置（同年3月）の基準改正を行った（それぞれ2017年4月、同年10月、2018年4月に施行）。また、2015年4月から20182019年3月11日1日3月までに232524件の調査結果（報告書）を公表した。【国土交通省】

〔参考〕2020年度～2022年度の取組

昇降機や遊戯施設に係る事故発生原因解明に係る調査・検討を引き続き行い、再発防止策等の対応策を講じる。【国土交通省】

### ③ 国民生活センターにおける商品テストの実施

国民生活センターにおいて、地方公共団体からのテスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。

「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

国民生活センターは、2018平成29年度（20192018年3月9月末時点）に、各地の消費生活センター等から依頼のあった商品テスト155291344件のうち111218224件について商品テストを受け付け、残りの4473123件については過去の同種事例や知見による技術相談等を行い、全件に対応した。（2015年度：302件中189件受付、113件技術相談、2016年度：373件中205件受付、168件技術相談、2017年度：344件中221件受付、123件技術相談）

また、注意喚起のための商品テストを2018年度は71040件（20192018年3月9月末時点）実施し、公表するとともに、関係行政機関・団体に要望・情報提供を行った。（2015年度：10件、2016年度：10件、2017年度：10件）

さらに、独立行政法人製品評価技術基盤機構との実務者会議を定期的に開催し（月1回）、情報を共有するとともに、「美容を目的とした『プエラリア・ミリフィカ』を含む健康食品」のエストロゲン活性の測定や、プエラリンの定量など専門性が高いテストの実施や評価の結果を2017年7月に公表したが、その際当たっては、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図った。また、「強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生—幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出—」の磁力の特性や強力な磁石を複数個誤飲したときの危険性など専門性が高いテストの実施や有識者や研究機関等の技術・知見の活用し、2018年4月に公表した。

「消費者行政新未来創造オフィス」においては、2017年度はに実施した「地震による転倒防止策」のプロジェクトにおいて、実証フィールド調査を徳島県の協力の下で実施し、徳島県内100世帯の電気給湯設備の貯湯タンクの設置状況等を確認する中で有益な情報が得られた。実証フィールド調査の結果や全国の消費者を対象とした意識調査及び過去の大地震の分析結果を踏まえ、地震に対する貯湯タンク及び家具・家電の転倒防止策の有効性についての報告書を取りまとめ、2018年6月に公表した。を実施した。具体的には徳島県の協力のもと、県内のモニター家庭を訪問し、熊本地震や東日本大震

~~災の際に転倒したという相談が多かった自然冷媒ヒートポンプ給湯機などの貯湯タンクについて、その設置状況等の実態を調査した。また、地震に対する転倒防止策を調べるなどして、全国の消費者が活用できるよう取りまとめを行った~~さらに、「錠剤・カプセル状の健康食品の品質等に関する実態調査」において、徳島県の協力の下、県内の約100名のモニターから利用中の錠剤又はカプセル状の健康食品を収集するとともに、健康食品の利用実態を調べるために全国の約10,000名の消費者に対してアンケート調査を実施した。そして、アンケート結果を参考に選定した商品及びモニターから収集した利用中の商品について、成分含有量の調査や崩壊性試験等を行い、その結果を全国の消費者が活用できるよう取りまとめを行った。【消費者庁】

#### ④ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報報告・公表制度等を活用し収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ、製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。【消費者庁、経済産業省】

<2015年度～2018年度の実績>

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応~~を~~は逐次実施しており、重大製品事故に起因するリコールは毎年度15件程度開始されている。また、消費者に対しても迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起もを行うため、2018年度からはTwitterによる事故情報、リコール情報の発信を開始した。電気用品安全法等の技術基準についても、近年相次いで事故が発生しているモバイルバッテリーについて2018年2月1日に通達改正を行い電気用品安全法の規制対象とした（経過措置期間1年）。その上で、製品安全総点検月間（11月）における周知、消費者向けのパフレットへの掲載・公表・配布や、政府広報・NITEプレスでの情報提供等を実施した。~~事故の再発防止、新技術・新製品への対応等の観点から、随時見直しを行った。~~【経済産業省】

#### ⑤ 製品等の利用により生じた事故等の捜査等

製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。  
【警察庁】

<2015年度～2018年度の実績>

都道府県警察では、製品等の利用によって生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図った。また、都道府県警察に対して、製品等の利用によって生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなどした。【警察庁】

## ⑥ 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。【総務省消防庁、経済産業省】

### ＜2015年度～2018年度の実績＞

各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表した。【総務省消防庁】

消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施の上、独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行い、製品事故による火災事故の未然防止に努めた。

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努めた。【経済産業省】

## 1 消費者の安全の確保

### (4) 食品の安全性の確保

#### ① 食品安全に関する関係府省の連携の推進

関係府省間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を定期的に開催する。

緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

＜2015年度～2018年度の実績＞ ~~(2018年12月末時点)~~

2018平成29年度は、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（関係府省が密接に連携し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する目的で開催。）を122回（2015年度及び、2016年度及び2017年度：各2回）開催、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」の下部の会議として、関係府省が連携し、時宜に応じた円滑な対応を推進する目的で原則毎週開催する幹事会を34646回（2015年度及び2016年度：各45回、2017年度：46回）開催、「リスクコミュニケーション担当者会議」（関係府省が連携して行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行う目的で隔週1回開催。）を172325回（2015年度、及び2016年度及び2017年度：各25回）開催、「食品リスク情報関係府省担当者会議」（食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策、緊急時における関係府省の円滑な対応について検討する目的で月1回開催。）を91242回（2015年度、及び2016年度及び2017年度：各12回）開催した。

なお、2016年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案については、警察庁、環境省廃棄物部局も加えた「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を開催し、廃棄物処理の適正化、食品の取扱いの適正化等の観点から、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」申合せ）を取りまとめ、この方針に基づき、対策を実施した。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

#### ② リスク評価機関としての機能強化

食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。【食品安全委員会】

＜2015年度～2018年度の実績＞

2015年度にポルトガル、フランスの、2016年度に新たにドイツ（平成27年度：ポルトガル、フランス）の、2017年度にデンマークのリスク評価機関との協力覚書を締結するとともに、協力覚書に基づき、欧州食品安全機関（EFSA）と定期会合を開催した。また、2017年度にはも新たにデンマークのリスク評価機関と協力覚書を締結するとともに、EFSAとの定期会合に加え、EFSAと食品のリスク評価分野における国際協力について議論する国際会議を開催した。2018年度には、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同で、新たにインド食品安全基準庁と協力覚書を締結するとともに、EFSAとの定期会合を開催した。

リスク評価に必要な体制整備等については、2015年度に評価技術企画室を、2016年度に評価技術企画ワーキンググループをそれぞれ設置し、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための体制整備を行った。また、2017平成29年度にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ等3つのワーキンググループを設置し、それぞれ調査審議等を開始した。【食品安全委員会】

### ③ 食品安全に関するリスク管理

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を引き続き行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。

2018 年に、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法等の一部改正法が成立したことを受け、施行に向けた取組を進める。【厚生労働省、農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度から2018平成29年度までの食品の安全性に関する有害化学物質、~~及び有害~~微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、2015年度から2018平成29年度までの有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、108117~~84~~件の実態調査を実施した。また、低減対策等をまとめた指針等を385427本作成した。【農林水産省】

食品添加物を2015年度から2017年度11月末までに新たに8件指定し、2017年度における食品中の農薬等の残留基準設定件数については、133147件（2015年度：44件、2016年度：60件）設定してあった。また、2017年における食中毒事件発生件数は、1,014件（~~平成28年：1,139件、2015年：1,202件、2016年：1,139件~~）であった。【厚生労働省】

### ④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省等で連携しつつ、時宜に合ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。

具体的には、関係府省等の共催又は府省等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

また、「総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月—TPP等総合対策本部決定）」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを引き

続き実施するに取り組む。【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

さらに、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

今後とも、消費者庁が関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。【消費者庁、関係府省】

#### <2015年度～2018年度の実績>

関係府省で連携し、2015年度は、計14回の意見交換会を開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、「食中毒予防」（2回）、「農薬」（2回）、「食品中の放射性物質」（6回）、「ノロウイルス食中毒予防」（2回）、及び「健康食品の安全性や機能性」（2回）となった。

2016年度は、親子参加型のイベント会場において、食品中の放射性物質に関する情報提供の機会を4回設けたほか、意見交換会を計10回開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、「食品中の放射性物質の検査のあり方」（5回）、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」（2回）、「健康食品との付き合い方」（1回）、「食品の安全を守る取組」（2回）となった。

2017年度は、2016年度に引き続き、親子参加型のイベントに出展し、食品中の放射性物質に関する情報提供の機会を3回設けたほか、意見交換会を計8回開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、「食品の安全を守る取組」（3回）、「食品中の放射性物質」（4回）、「健康食品との付き合い方」（1回）となった。

2018年度も、2017年度に引き続き、親子参加型のイベントに出展し、食品中の放射性物質に関する情報提供の機会を3回設けたほか、同テーマでの意見交換会を計4回開催した。なお、例年行っている「食品中の放射性物質に関する意見交換会」については、2016年度に取りまとめられた「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」の報告書に示された方向性に基づき、福島県等の被災地を中心とした取組から消費地に重心を移すこととし方針に基づき、2018同年度は、東京、静岡仙台、大阪名古屋、沖縄福岡にて開催した。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

### ⑤ 輸入食品の安全性の確保

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。

- ・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。

- ・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があつた場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

我が国の食料の主要な輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化を行うほか、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組む。【外務省】

<2015年度～2018年度の実績>

各年度に、輸入食品監視指導計画を策定し、監視指導を実施した。各年度において、4月から9月までの年度途中の状況については中間報告として、前年度の状況をについて監視指導結果として、4月から9月までの年度途中の状況を中間報告としてそれぞれ公表した。また、20182019年度における輸入食品監視指導計画をについては、20182019年3月2926日に公表、2017年度における監視指導結果を2018年8月31日に公表した。【厚生労働省】

駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等を実施した。個別案件について言及することはできないものの、20172018平成29年度も二国間で懸案となっている個別の品目や安全性基準等について、関係政府関係者及び関係国際機関と構築した人脈を活用し、情報収集及び働き掛け等に尽力した。【外務省】

## ⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。

このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q&A」や2013・2014 平成 25・26年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。【消費者庁、関係府省等】

<2015年度～2018年度の実績>

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会等を、2018平成29年度は73136108回（2015平成27年度は100回、2016平成28年度は100回、2017年度は108回）開催した。またこのうち新たな取組として、福島県内の生産者の方を県外に派遣して消費者との意見交換を行う福島県の事業を消費者庁共催で1937回実施（2017年度から、2017年度：21回実施）した。また、消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q&A」（第12版）を約9,5009,700部、「食品と放射能Q&Aミニ」（第4版）を約17,70017,900部、いずれもを2018平成30年3月から10月末までに公表作成し配布した。加えて、増加傾向にある訪日外国人や在留外国人を対象に「食品と放射能Q&Aミニ」（第4版）を英語、中国語及び韓国語に翻訳し、各1,000部を作成し配布した。さらに、風評被害等

に関する消費者意識の実態を把握する調査を2種類実施している。「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の第6回から第124回の実施（2015平成27年8月～20182019平成30年2月）に加え、「放射性物質をテーマとした食品安全に関するインターネット調査」を20172018平成29年度に実施（20182019平成30年1月）し、調査結果を公表した。

2018平成29年度は、地方公共団体に放射性物質検査機器を194179206地方公共団体に対して259232266台（平成28年度：291台（225地方公共団体）、平成272015年度：332台（242地方公共団体）、2016年度：291台（225地方公共団体）、2017年度：266台（206地方公共団体））貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援した。【消費者庁】

## ⑦ 農業生産工程管理（GAP）の普及推進

（※SDGs関連：関連目標3、4、6、7、8、12及び15）

GAPとは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。【農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

国際水準GAPの取組や認証取得を促進するため、生産者及び指導者向けの研修会の開催、や認証取得のを支援等の取組を進めた。2017年度及び2018年度における主な取組は、以下のとおりとなっている。

なお、各都道府県におけるGAPの指導員数は299976名（平成292018年9月30日時点）、認証取得者数は約4,8500経営体（平成292018年4月6月末時点）であるとなっている。

- ・国際水準GAPに取り組み、生産された農畜産物のマーケットを計画的に拡大していく観点から、日本のフードチェーンにおけるGAPの価値の共有化を図ることを目的に、農業者や小売事業者等を結集した「GAPの価値を共有するフードチェーン連携パートナー会」を開催した（2017年9月から20192018年3月4月末までに139回開催）。
- ・GAPの取組やGAP認証取得農産物に関する実需者や消費者の意向等について、モニターアンケート調査を実施し、公表した（20192018年3月公表）。
- ・GAPに対する消費者の理解を促進するため、県や大規模店と連携したPRイベントの開催や都内の各県アンテナショップを活用したGAP認証取得農産物の販売を実施した（2018年7月～9月、2019年3月）。
- ・生産現場のGAP認証の取組状況や、関連イベントの情報を積極的に紹介するウェブサイト『GAP-info（ギャップーインフォ）』を開設し、消費者の関心を喚起した（2018年9月）。

【農林水産省】

## ⑧ 中小規模層の食品等製造事業者のHACCP導入の促進

HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（HACCP支援法）に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）について、長期低利融資により支援する。【厚生労働省、農林水産省】

2016 平成 28 年 3 月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等における H A C C P に沿った衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年 12 月に最終取りまとめを公表した。この取りまとめや 2017 平成 29 年 11 月に取りまとめた「食品衛生法改正懇談会報告書」などを踏まえ、改正の方針案についてパブリックコメントを実施した上で、食品衛生法等の一部を改正する法律案を第 196 回通常国会に 2018 年 3 月に提出した。同法案は 2018 年 6 月 7 日に成立し、同月 13 日に公布され、提出した。これにより、原則として製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象として、H A C C P に沿った衛生管理を求めることとなる（改正法の公布日から 2 年を超えない範囲において政令で定める日から施行。ただし、施行後 1 年間は経過措置期間とし、現行基準を適用する。）。当該改正法の施行に向け、政省令等の関係規定について、「食品衛生管理に関する技術検討会」を開催している。【厚生労働省】

H A C C P に沿った衛生管理は、H A C C P に基づく衛生管理（C o d e x H A C C P の 7 原則を要件とするもの）又は及び H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理（弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等が対象。）の仕組みとし、特に小規模事業者を含む食品等事業者が円滑に H A C C P に沿った衛生管理に取り組むことができるように講習会の開催や 食品等 事業者団体が策定する事業者向け手引書の作成に対する支援を行うなど、H A C C P の普及を更に推進する とともに十分な準備期間を設ける こととしている。食品等事業者団体が策定する手引書は、「食品衛生管理に関する技術検討会」において策定過程で助言、確認を行った後、都道府県等に通知し、制度の統一的な運用に役立てることとしている。また、H A C C P に沿った衛生管理の制度化に向けて、衛生管理計画作成のための研修や指導者養成のための研修等を支援する。【厚生労働省、農林水産省】

<2015 年度～2018 年度の実績>

2016 平成 28 年 12 月までに、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」（9 回）を開催し、2017 平成 29 年 6 月からは食品等事業者団体が作成した手引書の確認 や H A C C P に沿った衛生管理の制度化に向けた政省令等の関係規定の検討に関する事項の検討 のため、「食品衛生管理に関する技術検討会」を逐次開催している。当該検討会においては、2018 年 8 月以降、同年 6 月に公布された食品衛生法等の一部改正法の施行に向け、政省令等の関係規定等に関する事項についても検討を行っている。

また、消費者を含めた H A C C P 関係者による情報・意見交換を行う「H A C C P 普及推進連絡協議会」を開催（中央及び地方 7 ブロック）したほか、中小事業者の H A C C P 導入を支援するため、① 自治体都道府県等 が事業者の H A C C P 導入を実際に支援し、その過程で生じた課題及びその解決策等の普及を目的とした「地域連携 H A C C P 導入実証事業」、② H A C C P の導入に取り組む事業者の名称を公表することで、事業者の取組を応援する「H A C C P チャレンジ事業」、③ 各都道府県等 の食品衛生監視員養成を目的とした研修会の開催、④ 飲食店事業者を対象とした H A C C P の考え方に基づく衛生管理の講習会を実施した。2018 平成 30 年 3 月に H A C C P の制度化を含む食品衛生法等の改正案が閣議決定され、同年 6 月に公布された。【厚生労働省】

HACCPの導入を促進するため、HACCP支援法に基づく施設や体制整備についての長期低利融資のほか、高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入に向けた基礎研修、指導者・責任者を養成するための研修（2015年度は61回開催、2016年度は51回開催、2017年度は8369回開催予定、2018年度はHACCPに沿った衛生管理の制度化の説明会と合わせて93回開催（P））、消費者の理解促進のためのセミナーの開催（2015年度は10回、2016年度は13回開催）、食品事業者向け手引書の作成（2017年度は9種類、2018年度は18種類作成予定）等を支援した。【農林水産省】

## ⑨ 食品のトレーサビリティの推進

### 1) 米トレーサビリティの推進

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

### 2) 飲食料品のトレーサビリティの推進

飲食料品について、「総論」、「各論」及び「取組手法編」で構成されるトレーサビリティの「実践的なマニュアル」（2016年3月に内容拡充）を平成27年度までに拡充するとともに、同マニュアルを活用した普及推進活動を行い、農林漁業者や食品事業者による更に積極的な基礎トレーサビリティの推進とともに内部トレーサビリティの取組の拡大を推進する。【農林水産省】

※基礎トレーサビリティ：入出荷記録の作成・保存。

内部トレーサビリティ：入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ。

#### <2015年度～2018年度の実績>

1) 米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.8%（平成282017年度の集計値）（2015年度：99.6%、2016年度：99.8%）。【農林水産省】

酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.499.5%（2018平成29年4月から9月までの集計値）（平成28年度：99.4%、平成272015年度（平成272015年7月から平成282016年3月までの集計値）：99.0%、2016年度：99.4%、2017年度：99.4%）。【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施した（被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。）。

【消費者庁】

2) 食品トレーサビリティの「実践的なマニュアル」については、き、「農業編」及び「畜産業編」の作成等によりその内容を拡充した。本省及び地方農政局等による普及活動として、各種セミナー・シンポジウムでの周知、マニュアルの配布・説明及びウェブサイトを活用した周知を随時実施した。【農林水産省】

## ⑩ 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策

定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。このため、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を事業者に周知・啓発する。【農林水産省】

＜2015年度～2018年度の実績＞

「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、2016平成28年1月に追記等の改訂を行った。2018平成29年度は、研修会等を通じて食品関係事業者に対し、本取組の必要性について、普及啓発に努めた。また、アンケート調査によって、自主行動計画の策定を啓発するとともに実態を把握しているところであるが、食品関係事業者の意見を踏まえ、アンケート調査の時期の工夫周知を図った。【農林水産省】

#### ⑪ 食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進

関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。【警察庁】

＜2015年度～2018年度の実績＞

警察庁では、消費者庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」に参加するなどし、関係機関との情報交換による情報収集に努めた。また、都道府県警察に対しては、関係機関と連携した情報収集及び食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性の高い事犯を認知した際の早期の事件着手等を指示した。

なお、2018平成29年には、食品衛生関係事犯を21●21事件32●28人（2015平成27年：22事件29人、2016年平成28年：21事件42人、2017年：21事件28人）、食品の産地等偽装表示事犯を5●5事件19●40人（2015平成27年：9事件32人、2016平成28年：11事件20人、2017年：5事件10人）検挙した。【警察庁】

#### ⑫ 流通食品への毒物混入事件への対処

流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。【警察庁、関係省庁等】

＜2015年度～2018年度の実績＞

警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図った。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、2015年度から2018年度（※2019年1月8日時点）までの間に平成28年度中及び平成29年度中は、流通食品への毒物混入事件の発生はない。【警察庁】

### ⑬ 廃棄食品の不正流通事案

2016 年 1 月、産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていた事案が判明した。本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講じている。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

#### <2015年度～2018年度の実績>

食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日—食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）を取りまとめた。2016年度は、関係府省連絡会議幹事会に、定期的に警察庁、環境省廃棄物部局も加え、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」に沿った取組状況について情報共有を行った。加えて、2017平成29年9月には、関係府省の実施した対策に基づき、この取りまとめの対応状況について改訂した。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

農林水産省及び環境省は、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を踏まえ、合同の審議会における議論を経て、2017年41月に食品関連事業者が取り組むべき指針（食品リサイクル法に基づく省令）の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定した。【農林水産省、環境省】

環境省は、2016年3月14日に「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」—~~（平成28年3月14日）~~—を取りまとめ、公表した。

また、同年6月21日に「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」—~~（平成28年6月21日）~~—を策定し、産業廃棄物処理業者等に対する立入検査を効果的かつ確実に実施するよう都道府県等へ通知した。

電子 manifests の虚偽記載等の防止の観点から、虚偽記載等に関する罰則を強化、特定の廃棄物を多量に排出する事業者に対して電子 manifests の使用を義務化、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する措置の強化を行った（第193回国会で、廃棄物処理法の一部改正法が成立（2017平成29年6月）。）。また、廃棄物の処理に関する排出事業者責任の徹底について、2017年3月21日付けで都道府県等へ通知した。

2016年度にはから、電子 manifests システムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知、関係業者への警告及び地方公共団体による監視業務の強化に資するようシステム改修を行ったたている。また、2017年の法改正等の内容については、2018年3月30日付けで施行通知を発出するとともに、電子 manifests の一部義務化については、義務対象となることが想定される特定の廃棄物を多量に排出する事業者を対象とした電子 manifests 導入説明会を2017年度から全国で順次開催している。【環境省】

## 2 表示の充実と信頼の確保

### (1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

#### ① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

関係機関と連携した執行を実施した。消費者庁は、平成292018年度(2018年11月1日時点)に、措置命令を504621件(平成272015年度：13件、平成282016年度：27件、2017年度：50件)、課徴金納付命令を142019件(平成282016年度：1件、2017年度：19件)行った。また、平成29年度に、また、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分を2016年度に3件(認定2件、不認定1件)行い、2017年度に1件(認定1件)行った。2018年度(2018年11月1日時点)は、課徴金納付命令に係る返金計画の申請がなかったなされてい。-(平成28年度：3件(認定2件、不認定1件))。-

さらに、都道府県により、平成292018年度に、298件の措置命令が行われた(平成272015年度：3件、平成282016年度：1件、2017年度：8件)。【消費者庁】

#### ② 景品表示法の普及啓発

景品表示法の説明会への講師派遣をすることに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。

引き続き、過去の違反事例とともに、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び研修会等に職員を講師として派遣した(2015年度は151回、延べ参加者数は10,800人程度。2016年度は153回、延べ参加者数は10,400人程度。2017年度は163回、参加者数は11,400人程度。2018年度(2018年11月1日時点)は14838回、参加者数は5,00011,000人程度。)

なお、2015年7月以降の説明会等においてアンケートを実施しており、平成292018年度における参加者の理解度は約9495%であった(2016年度：約94%、平成282017年度：約9594%)。

また、2015年度には、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用したほか、2016年4月から同法に導入された課徴金制度に関する説明会を、全国13都市で計15回行い、同説明会の参加者アンケートの結果から見る参加者の理解度は、約98%であった。

また、さらに、平成27年度に、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用したほか、平成28年度に課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる 景品表示法」について、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に

対して、平成29年度(2018年11月1日時点)は、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に対して、2016年度に課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる景品表示法」を約9,84012,0006,470部(2016年度：92,650部、平成282017年度：約6,47092,650部)配布した。

さらに、2017年度に「打消し表示に関する実態調査報告書」(7月14日)を、2018年度に「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」(5月16日)及び「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」(6月7日)を公表し、これらの報告書を地方公共団体や全国の消費生活センター約1,000か所に配布した。

そのほか、消費者トラブルの実情等を踏まえ、「時間貸し駐車場の料金表示」(2017年度)や「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示」(2018年度)について景品表示法上の考え方を公表した。【消費者庁】

### ③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。【消費者庁、公正取引委員会】

<2015年度～2018年度の実績> (2018年11月1日時点)

2015平成27年度は、ペットフードの表示に関する公正競争規約など12件、2016平成28年度は、マーガリン類の表示に関する公正競争規約など47件、2017平成29年度は、削りぶしの表示に関する公正競争規約など7件、2018年度は、食酢の表示に関する公正競争規約など1811件の公正競争規約の変更について認定を行った。公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した(2015平成27年度は38回、延べ参加者数は3,450人程度。2016平成28年度は33回、延べ参加者数は3,270人程度。2017平成29年度は35回、延べ参加者数は4,400人程度。2018年度は2738回、延べ参加者数は4,3503,280人程度。)。【消費者庁、公正取引委員会】

## 2 表示の充実と信頼の確保

### (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

#### ① 家庭用品の品質表示の見直し

国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、2014 平成 26年度の繊維製品品質表示規程の改正によって変更された新しい洗濯表示を含め、家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、平成 28 2016年度の内閣府令並びに繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程の改正についてもにおいて新たに追加された品目の規定が平成 30 年度に施行されるため、講師派遣等を通じ、引き続き同改正の内容についても普及啓発活動を行う。

家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準の内容について、2018 年度に実施したヒアリング調査等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。【消費者庁】

#### <2015年度～2018年度の実績>

新しい洗濯表示については、2016 平成 28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発のため広報資料（ポスター2種類、リーフレット2種類、パンフレット、すごろく、かるた及びDVD）を作成・公表した。また、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体及び地方公共団体に対し、広報資料の配布及び講師派遣を行った（4753回）。

平成 27 2015年度は、指定品目の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正を行った（2016 平成 28年3月18日公布、2016 平成 28年4月1日施行）。

平成 28 2016年度は、内閣府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った（2017 平成 29年3月30日公布、2017 平成 29年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は2018 平成 30年4月1日施行）。

平成 29 2017年度は、平成 28 2016年度以前の政令、内閣府令及び告示の改正に伴い、家庭用品品質表示法のガイドブック（日本語版）を改訂・公表し、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体、地方公共団体等に対して配布したほか、ハンドブック（日本語版・英語版）を改訂・公表した。

2018 年度は、2016 年度の見直しの際に実施したパブリックコメントに対する意見等を参考にして、今後の指定品目の見直しの検討に向けた調査として、指定品目の対象となっていない一部品目における品質表示の技術的課題や、指定品目とした場合における消費者及び事業者への影響等について、関係業界団体等に対するヒアリング調査等を実施した。【消費者庁】

#### ② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実

住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。【消費者庁、国土交通省】

#### <2015年度～2018年度の実績>

平成 27 2015年度及び2016 平成 28年度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律において定められている住宅性能表示制度の告示改正について、国土交通省と連携し実施した。【消費者庁】

2016平成28年1月29日に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の告示改正を実施した（2016平成28年4月1日施行）。これら住宅性能表示制度の改正告示の施行に向けては、2016平成28年1月から同年3月までに改正告示に関する講習会を23回実施した。

また、2015平成27年8月から20192018平成29年3 4 12月までに登録講習機関による評価員講習会を2524回実施した。各種講演会等において制度の周知を図った。2016年4月に、関係団体との連携の下、住宅性能表示制度のパンフレットを作成し、国土交通省のウェブサイト（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html)）にて公表した。【国土交通省】

### ③ 省エネ性能表示の普及促進

（※SDGs 関連：関連目標7、11）

住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の開発・普及を推進する。

さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS：Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」の普及促進を図る。【国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」等について、省エネ関連の講習会等で普及促進に努めており、20192018平成29年12 3 11月4 日時点で394440回（2015平成27年度末時点：24回、2016平成28年度末時点：285回、2017年度末時点：397回）実施したする予定である。

2016平成28年4月に施行された建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示のガイドラインを作成・公表するとともに、分かりやすい広報資料（ポスター、パンフレット及びDVD）を作成・配布し、パンフレット及び動画に関しては国土交通省のウェブサイト（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000114.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)）にて公表した。【国土交通省】

### ④ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用

建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。【警察庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度及び2016年度（いずれも2月）並びに2017年度及び2018年度（いずれも1月）に指定建物錠の性能表示についての検証を実施した。~~2018年度については、2019年1月に実施する予定である。~~

【警察庁】

#### ⑤ 医療機関のウェブサイトホームページによる情報提供

美容医療を始めとした医療機関のウェブサイトホームページの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成242012年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図るってきた。こうした中、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、2015年7月7日に消費者委員会から医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議）がなされたことを受け、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、2016年に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律が成立した。法律の成立後、施行に向け、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等における議論を踏まえ、省令等を改正（2018年5月8日公布、2018年6月1日施行）し、併せて「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）を策定した。今後は医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。【厚生労働省】

地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知していく。【厚生労働省、消費者庁】

~~さらに、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律が成立したため、施行に向け、省令・新たなガイドラインを発出し、周知・啓発活動を実施する。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。【厚生労働省】~~

#### <2015年度～2018年度の実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して「医療機関ホームページ上記のガイドライン」などの周知及び「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（2015年7月消費者委員会）についての説明を行い、更なる指導の徹底を依頼した。また、広告会社向けに講演を行い、「医療機関ホームページ上記のガイドライン」などの周知を行った。さらに、2016年1月に、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。加えて、医療機関に関する広告規制等の在り方について検討を行い、2016年9月に取

りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会に~~て~~医療法等の一部を改正する法律案を提出し、2017年6月に成立した。また、2017年8月からネットパトロール事業により監視体制の強化を図った。2018年5月には「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成30年5月8日付け厚生労働省医政局長通知）を発出し、2018年8月に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」（平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）を発出し、周知した（2018年10月に一部改訂）。【厚生労働省】

美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するため、消費者向けの注意喚起資料を作成し、2016平成28年9月に都道府県等に周知した。また、2016平成28年9月以降、行政のTwitterツイッター等を活用し、定期的に注意喚起・普及啓発を行った。【厚生労働省、消費者庁】

また、消費者庁では、2017平成29年12月に、改正特定商取引法の施行（美容医療のルールが追加）のタイミングに合わせて併せて、美容医療に関するウェブサイトを更新し、注意喚起を行った。【消費者庁】

## ⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、関係事業者における適切な広告表示を推進する。【総務省】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年7月に、「インターネットサービス品質計測等の在り方に関する研究会」において報告書を取りまとめるとともに、総務省において「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定した。

上記報告書、ガイドラインを受けて電気通信サービス向上推進協議会において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を改定した（2015年11月）。また、2017年3月に消費者庁から電気通信事業者2社に対してインターネット接続サービスのキャンペーン期間の表示に係る景品表示法違反に関する措置命令が出されたことを踏まえ、同ガイドラインを更に改定した（2018年1月）。

2018年10月に電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の一環として設置された「消費者保護ルールの検証に関するワーキング・グループ」での議論を踏まえ、電気通信サービス向上推進協議会において、現行の自主基準等について、見直しの要否を含め検討するとともに、現在実施している広告の事後的審査について、新たに消費者目線での確認を行う体制の整備を行うことを予定している。また、携帯電話事業者の自主的取組として店頭掲示物等の広告についての事前・事後確認が行われる予定であり、事後確認の結果については電気通信サービス向上推進協議会が報告を受けることを予定している。

なお、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあったと考えられる広告表示について、必要に応じて事業者に対し行政指導を行った（2016平成28年度：2件、2017平成29年度：1件、2018年度：1件（P））。【総務省】

## 2 表示の充実と信頼の確保

### (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

#### ① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等

2015 平成 27 年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。また、食品表示法附則第 19 条の規定に基づき、施行 3 年後に施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを検討する。さらに、食品表示法制定時の個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。インターネット販売等における食品表示については、2016 平成 28 年 12 月に公表された報告書を事業者に周知するとともに、消費者への普及啓発に努めている。2017 平成 29 年 9 月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、平成 29 年 4 月から検討会を開催し、2018 平成 30 年 3 月に公表された報告書を公表した。今後は、検討会報告書を踏まえた、食品表示基準の一部改正案を 2018 年 10 月に消費者委員会へ諮問しており、引き続き改正に向けた作業等の改正等を行う。【消費者庁、農林水産省】

機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用するとともに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発によるを行い、理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに、制度創設時に残された検討課題についても 2016 平成 28 年 12 月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。2017 平成 29 年度に施行後 2 年間の施行状況について検証した結果を踏まえた上で、2018 平成 30 年度以降に必要な検討を行う。【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

なお、特定保健用食品制度については、許可後の事後チェックを実効性のあるものとし、許可制度の適切かつ透明性のある運用を担保する観点から、買上調査の実施や製品に係る公開情報の提供の在り方など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行う。【消費者庁】

栄養成分表示を活用した消費者教育により、表示への関心を高める環境づくりを進めるとともに、健康づくりに役立つ情報源としての活用促進を図る。また、消費者の理解促進を図るべく、2018 平成 29 年度までに徳島県等において実施した栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業の結果を踏まえ、2019 平成 30 年度以降に地方公共団体等において消費者教育を実施する。また、平成 30 2018 年度に実施した「地域特性を生かした栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育に関する

調査事業」の結果については、消費者庁で精査した上で公表し、活用していくことを検討している。【消費者庁】

さらに、平成29年11月に公表された食品衛生法改正懇談会の取りまとめ及び平成29年12月に消費者委員会において取りまとめられた食品衛生規制等の見直しに関する意見を踏まえ、食品関連事業者等がアレルギー等の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない法違反等に伴う食品を自主回収する場合に、情報を行政機関への届出を義務付けるとともに報告し、その旨を行政機関が公表する国民に提供する仕組みを制度化するため、2018年12月に食品表示法の一部を改正する法律が公布されており、今後届出に係るシステムの構築、政令等の策定等を行う。【消費者庁】

#### <2015年度～2018年度の実績>

機能性表示食品制度を始めとする新たな食品表示制度について、説明会等の講師として職員を派遣するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。新たに義務化された栄養成分表示の普及啓発のために、消費者に対しては、リーフレットの作成・配布、事業者に対しては、義務化周知のチラシの作成・配布及び「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の改訂を行った（いずれも消費者庁ウェブサイト（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/index.html#m05](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/index.html#m05)）にて公表）。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点Q&Aの作成・周知を行った。

インターネット販売等における食品表示については、2015年12月から「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、2016年12月に報告書を公表した。

加工食品の原料原産地表示については、2016年1月から、消費者庁と農林水産省が共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書や消費者委員会での議論を踏まえた新たな加工食品の原料原産地表示制度が2017年9月から施行されたところ、新制度についてのパンフレット等の作成・配付配布や消費者向け及び事業者向けQ&Aの充実を行うとともに、同年11月30日に開催された都道府県等食品表示担当者研修を始めはじめとして、制度施行から2018年10月末まで14899件の説明会やセミナー等を開催し、消費者・事業者等に対する普及啓発を実施した（パンフレットやQ&Aは消費者庁ウェブサイト（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/country\\_of\\_origin/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/)）にて公表）。また、2018年1月に中小規模の食品関連事業者が取り組みやすいマニュアルを作成・公表するとともに、同マニュアルを活用した事業者向けのセミナーを、2017年度には全国10地区、2018年度には全国18地区で開催した。

遺伝子組換え表示については、2017年4月から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催し、2018年3月に報告書を公表した。

機能性表示食品については、2019年3月31日末時点で、1,460,735,269件の届出情報を公表した。

制度創設時に残された検討課題については、2016年1月から「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、同年12月に報告書を公表した。また、当該報告書、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）及び検証事業の結果を踏まえ、機能性表示食品の届

出等に関するガイドラインの改正や機能性表示食品に関する質疑応答集の作成・改正等を行った。改正したガイドラインの内容を機能性表示食品制度届出データベースに反映させるため、2018年度に届出データベースの改修を行い、2019年3月に運用を開始した。~~う（2019年3月末までに完了、4月から運用開始予定）。~~

特別用途食品については、2016平成28年2月から「特別用途食品制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。当該報告書及び規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、「特別用途食品の表示許可等について」を改正（2017年3月31日）し、2018年4月1日に施行されている。また、「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）を踏まえ、2018年8月に「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額」及び「特別用途食品の表示許可等について」を改正（いずれも平成30年8月8日）し、乳児用液体ミルクの許可基準を設定・施行した。

特定保健用食品については、2016年度に買上調査を7品目実施し、関与成分量が許可等申請書どおり適切に含有されていなかった商品が7品目中2品目であったことを受け、「特定保健用食品に対する更なる品質管理等の徹底について」を発出（2017年5月24日）した。また、2017年3月には、新たな知見を入手した場合は、消費者庁に報告する旨を内閣府令に規定するなどの措置を講じた。2017年9月から、特定保健用食品の製品に係る公開情報の提供の在り方について、調査事業を実施するとともに、条件付き特定保健用食品の認知度及び制度の方向性についても併せて検討した。本事業を踏まえ、国立健康・栄養研究所の製品情報データベースの改修を行う~~（2019年3月末までに改修を行った。する予定）。~~

また、特定保健用食品及び機能性表示食品については、2017年度に買上調査を特定保健用食品40品目、機能性表示食品60品目で実施し、特定保健用食品については関与成分量、機能性表示食品については機能性関与成分量が適切に含有されていなかった商品は、2品目であった。なお、調査結果を2018平成30年4月9日に公表した。~~ている2018年度においても引き続き同様の買上調査を実施している。~~

食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品を自主回収する場合に、行政機関への届出を義務付けるとともに、その旨を行政機関が公表する仕組みを制度化するため、2018年12月に食品表示法の一部を改正する法律が公布（平成30年12月14日）された。

【消費者庁、農林水産省】

## ② 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

通年に行うインターネット等における健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を通じて、2014年1月から平成2920182019年10312月までで1,3071,4761,065事業者による1,5611,7401,295商品の表

示について健康増進法に違反するおそれがあったことから、改善がみられない事業者に対しては、個別に調査を実施して改善が図られるまで行政指導を行った。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点及びQ & Aの作成・周知を行った。

2016年6月に全面改訂を行った「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の小冊子を62,000部作成し、2017年1月、146の地方公共団体自治体及び関係8団体に58,000部配布するとともに、事業者及び消費者団体が主催する会議、研修会等に講師を派遣し、本留意事項を用いて説明を行うことにより、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法の広告及び表示の基本的な考え方について、地方公共団体自治体だけでなく、消費者や事業者団体等に対しても、広く普及啓発を行った。

「食品の機能性等を表示する制度改正の可否の検討」については、健康増進法への不実証広告規制の導入について検討したところ、消費者庁において、景品表示法及び健康増進法による一体的な運用を適切かつ迅速に行っていること、健康増進法に不実証広告規制を立法化することは法制度上困難であること等の検討結果が得られたことから、その結果を平成282016年度に、消費者委員会に報告した。

特定保健用食品・機能性表示食品の適正利用の啓発を通じた表示の適正化に関して、各種メディアを通じた周知（平成272015年度：2件、平成282016年度：4件、平成292017年度：1件、2018年度：1件）に合わせて、平成282016年～2018年は、消費者委員会の指摘を踏まえ、「保健機能食品はバランスの取れた食生活とともに利用しましょう！」と題するリーフレットに特定保健用食品の広告上で最低限記載を勧める事項を加える改正を行ったリーフレットを、事業者団体を通じて約700社の健康食品事業者に配布するとともに、消費者に対してもバランスの取れた食生活の重要性について普及啓発活動を行った。【消費者庁】

### ③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り

食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承（平成19年12月17日））に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。

また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】

酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。【国税庁】

酒類以外の品目の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。

また、消費者を欺瞞する悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあり、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。【農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

平成292018年9月1812日に食品表示連絡会議を開催した（平成272015年度は10月27日、平成282016年度は8月31日に開催、2017年度は9月12日に開催。）。食品表示法に基づく指示を3128件（平成2920182019年11312月末1日時点）、指導を87107件（平成292018年9月末時点）実施した（平成272015年度：指示5件、指導308件、平成282016年度：指示12件、指導277件、2017年度：指示11件、指導231件）。【消費者庁、国税庁、農林水産省】

また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画した。都道府県等に対して、年末に多発傾向を示す健康被害事案に関連した原産地表示に係る遡及調査時における関係機関の連携を指示した。

【消費者庁】

さらには、食品表示制度の周知等を行うとともに、酒類の表示の適正化のための確認調査を実施した。【国税庁】

#### ④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

米及び米加工品（酒類を除く。）に関する産地情報伝達の適正実施率は85.2%82.9%（2017平成28年度の集計値）（2015年度：82.8%、2016平成27年度：82.982.8%）。【農林水産省】

酒類に関する産地情報伝達の適正実施率は97.497.2%（2018平成29年4月から平成29年9月までの集計値）（2017年度：97.4%、2016平成28年度：96.2%、平成272015年度（平成272015年7月から平成282016年3月までの集計値）：96.7%）【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施（被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。）している。

【消費者庁】